

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス：中国版「RoHS指令」と日系企業への影響について

3月1日から中国の新たな環境規制「電子情報製品汚染防止管理法」が施行される。2006年7月にEUが実施した、電子機器に含まれる特定有害物質の使用を制限する「RoHS 指令」に対応するもので、「中国版 RoHS 指令」とも呼ばれる。

「中国版 RoHS 指令」は、電子情報製品に含まれる有害物質の代替と廃棄物削減の促進により環境汚染を軽減することを目的とし、2段階に分けて実施される。3月からの第1段階では電子情報製品とその電子部品を対象に、生産・販売・輸入の過程(輸出製品の生産は除く)で、鉛、水銀、カドミウム等6物質の含有の有無と対象製品の環境保護使用年限を製品に示す「表示義務」を課し、第2段階では政府が定める重点管理リストの製品に限定して特定化学物質の使用を制限乃至は禁止し、「強制認証(3C 認証)」の取得を義務付けているが、いずれにおいても違反した場合は中国国内での販売が出来ないことになる。

「中国版 RoHS 指令」の実施はEUの動きに呼応したものであるが、内容はEUの「RoHS 指令」とは異なり、複雑且つ厳しい内容となっている。例えば、EUの対象が製品のみであるのに対し、中国では製品から部品まで広範に亘りその数は1,800品目にも上ると言われる。また、中国版では罰則規定を設けるとしているがその内容は現状不明、EUと同様に化学物質の使用を制限する第2段階について具体的内容、実施時期等が未定、といった問題も指摘されている。

これに対して日系企業の動きを見ると、既に大手メーカーの中には部品調達先の数を絞った品質管理の徹底、サプライヤーへの教育・研修、品質認定制度の創設等、先を見越した対応も見られるが、一方で全容が明らかになっていない規定に困惑している企業も少なくないという。また、RoHS 指令対応には生産ラインの変更、測定機器の導入等でコストが10%は上昇するとも言われる中、中資企業の間では競争力を失い既に淘汰される例も出ているという。

化学物質を対照とした環境規制は、EUの「RoHS 指令」をきっかけに、中国以外にも日本、韓国、米国カリフォルニア、オーストラリア、アルゼンチン等、世界各国で広がりを見せている。生産基地としても市場としても巨大な規模に成長しつつある中国にあって、今後、国際市場、中国市場で生き残る中国製品を作るためには、「中国版 RoHS 指令」に柔軟に対応出来る環境技術の開発・生産管理体制の構築が重要と言えよう。また、その前提となるグローバルスタンダードに対応した「中国版 RoHS 指令」の関連規定整備が急務なことも論を俟たない。

< 中国版RoHSと欧州RoHSとの相違点 >

	中国版RoHS	EU RoHS
施行日	2007年3月1日	2006年7月1日
規制対象物質	鉛、カドミウム、6価クロム、水銀、ポリブロモビフェニル、ポリブロモフェニルエーテル、その他有害物質	鉛、カドミウム、6価クロム、水銀、ポリブロモビフェニル、ポリブロモフェニルエーテル
対象製品	電子レーダー、電子通信、ラジオ/テレビ、コンピューター、家庭用電子製品、電子測量機器、電子素子/デバイス等(11分類39種類/1,800品目)	電機・電子製品(94品目)
対象除外製品	白物家電(電磁品は除く)、軍需製品、輸出品	技術的に代替が不可能な製品
測定方法	定義あり	定義なし
対象地域	中国国内	EU域内
表示義務	有(物質と含有量、環境保護使用年限、リサイクル可否)	無
罰則規定	有	無



6物質含有・リサイクル可



6物質含有・リサイクル可
使用年限10年

(中国業務支援室 情報開発チーム 久保 満利子)

◇週報では前週のニュースをお届けしている為、旧正月明けの来週号は休刊とさせていただきます。ご了承ください。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

● 1月の主要経済指標の動き

消費者物価指数(CPI): 1月のCPIは前年同期比2.2%増と前月の2.8%から0.6%ポイント低下した。低下の主因は旧正月の時期のズレ。昨年は1月が旧正月にあたりCPI伸び率を引き上げたが本年は2月が旧正月にあたる。2006年通年でCPIは前年比0.3%ポイント減の1.5%増と中国の物価水準は安定的に推移している。昨年12月に2.8%に急騰し、利上げに繋がるかと注目を集めていたが、この動きについては穀物価格の上昇に伴う一時的なものとの見方が多い。

貿易: 1月の貿易黒字は158.8億米ドルと前年比64.7%の大幅増となり、国際収支不均衡解消を最優先課題とする中国にとって大きな圧力となっている。尤もCPI同様に昨年は1月が旧正月に当たり取引日数が少なかったことを考慮する必要があり、2月を含めた結果で政府の輸出抑制策の効果を確認する必要がある。なお、1月の輸出入総金額は前年同期比30.5%増の1,573.6億米ドル、うち輸出は同33.0%増の866.2億米ドル、輸入は同27.5%増の707.4億米ドルであった。

● 世界銀行の中国四季報、2007年は9.7%成長

14日、世界銀行は中国四季報を発表、中国経済は総じて好調を維持しているとした。先行きについては、輸出業者、製造業者は税制や人民元高などの経済調整策の影響を受けるかもしれないが生産性の上昇や世界経済の回復力の強さから輸出の減少は小さなものにとどまる一方、国内の投資の鈍化も限定的で、2007年のGDP成長率は9.7%を維持するとしている。

2. 産業

● IBM、联想(LENOVO)株3億株を放出

中国最大手のPCメーカーの联想集团有限公司(LENOVO、以下、联想集团)は、IBMが同社発行済み株式の3.37%、3億株を売却することを発表した。1株当たり売価は3.20香港ドル、これにより、IBMは9.6億香港ドルを入手した。IBMの联想集团に占める株式保有比率は14.68%から11.31%に減少した。売却された3億株のうちの5,000万株は、联想集团傘下の联想控股有限公司に割り当てられることから、联想集团の保有比率はいままでの46.58%から47.17%に拡大する。3年前の联想集团によるIBMのPC事業買収に際し、IBMは联想集团の18.9%の株式を保有していた。その後、2005年7月にIBMはその内の4.3億株を联想集团に売却している。IBMは联想集团の保有株式を減らすものの、業務提携等は引き続き実施するとしている。

3. 貿易・投資

● 新「都市排水許可管理弁法」3月1日より実施

水質管理強化を目的に1994年施行法を改定したもの。以下は主要変更内容。(1)「排水許可書」発行基準:「臨時許可証」を廃止、事前の排出処理設備の整備が不可欠に。(2)「排水許可書」発行条件追加:基準以外の条件、汚水処理設備の備付け、専用の検査測量口の備付け、沈殿物混入の可能性の場合、沈殿物除去設備の取付け。(3)「排水許可書」申請における必要書類の詳細化:「排水許可書」の取得条件がより厳しくなったことを受け、これらの条件を証明する文書が同許可書の申請において必要に。(4)罰則事項の明記。

● 外資への不良債権売却に新規則

国家发展改革委员会(发改委)と国家外貨管理局(外貨局)は「国内金融機関の外資への不良債権売却の届け出管理に関する通知」(以下「通知」)を発表し、不良債権の外資への売却に伴う対外債務リスクの軽減、監督管理の強化を狙うもの。4月1日から施行。「通知」によれば、国内の金融機関は外資に不良債権を売却する前、適切なメディアで明確な不良債権処理公告を出し、原則として入札、オークション、公開競売等の公開方式で売却を行う必要がある。

4. 金融・為替

● 預金準備率を0.5%引き上げ

中国人民銀行(中央銀行)は、人民元預金準備率の0.5%引き上げを発表した。実施は2月25日から。国際収支黒字の拡大と貸出拡大圧力に対応するもの。

● 都市商業銀行の不良貸出比率は6%に減少

中国銀行業監督管理委員会(銀监会)によると、全国の都市商業銀行の平均不良貸出比率は銀监会設立(2003年4月)以前の24%から2006年12月末の6%に減少した一方、自己資本比率は平均で同マイナス2%から6.5%になった。2006年12月末、59行の都市商業銀行は合計685億元の不良資産を処理した。

● 住宅ローンの株式投資への転用を禁止

銀监会は「銀行業金融機関と証券会社の業務往来に関するリスクを更に防止することに関する通知」により貸出資金の株式投資への転用を禁止することを明確にした。春節明けより関連検査を行う予定。株価高騰を背景に、一部投資者が住宅購入、インテリアなどの名義で銀行からローンを取得し、株式投資に転用していることが発生しているとされていることへの対応。

EXPERT VIEW

企業破産法の改定と外商投資企業への影響

昨年末に弊行が毎月一回行っている、「BTMU 中国経営支援セミナー」が東京で開催され、本年 6 月 1 日から施行される「企業破産法」に関し、「概要と留意点」について、露木・赤澤法律事務所の赤澤弁護士より、1. 中華人民共和国企業破産法の公布・実施、2. 新破産法の注目点、3. 外商投資企業に与える影響、4. 結語の内容で講演が行われた。以下にその概要をまとめてみたい。

1. 中華人民共和国企業破産法の公布・施行

現在の「中華人民共和国企業破産法」（以下「旧破産法」）は、1988 年 11 月に施行されていたが、同法が改正され、「新破産法」として 2006 年 8 月 27 日に公布され、2007 年 6 月 1 日から施行されることになった。

現行の旧破産法の問題点は以下の様なことが指摘されていた。

- (1) 破産手続きにおける司法権の非独立
 - ・計画経済の色彩が強く、政府の干渉度合いが高いこと
- (2) 破産企業の経営者の責任が不明確
 - ・「経営管理の不善により重大な欠損が生じた」との不明確な要件が含まれていた
- (3) 適用範囲の限定
 - ・全民所有制企業に限定されていた
- (4) 再生型倒産規範等が不明確

新破産法の制定・思考の意義は、以下が言える。

- (1) 外国投資家の投資活動に関連する法分野の整備
 - ・市場参入・市場経営に関する法整備は、ほぼ完備されていたが、市場からの撤退に関する法整備が遅れていた
- (2) 公正な司法的手続きによる適正な破産分配手続きの実施
 - ・行政主導による恣意的な破産手続きから、透明な破産手続きの実施

2. 新破産法の注目点

- (1) 適用対象（破産能力）の拡大
 - ・外商投資企業を含む、全企業法人に拡大
- (2) 破産原因の整備
 - ・期限の到来した債務を弁済できず、且つ、資産が全ての債務を弁済するに不足、または明らかに弁済能力を欠く場合
 - ・「経営の不善」「重大な欠損の発生」要件の削除
- (3) 破産管財人制度の導入
 - ・人民法院が管財人を選定
- (4) 破産再生制度の導入
 - ・債権者、債務者、債務者の 10% 以上の出資者が再生申立て可能
- (5) 国際破産
 - ・中国は普及主義を宣言するも、日本は普及主義を宣言せず、国際条約も無い為、外国財産は、当該国の法に基づき承認・執行がなされる
- (6) 破産に関する経営者の責任の明確化
 - ・破産した企業の董事、総経理・工場長等高級管理者は、破産清算完了の日から、3 年間いかなる企業の董事、総経理、高級管理者も担当できない
- (7) 労働債権の優先性の調整
 - ・「新破産法」公布前（2006 年 8 月 27 日）の労働債権は、担保権が設定された債権に優先する。同法公布後の労働債権は、担保権が設定された債権が優先する。

3. 外商投資企業に与える影響

(1) 外商投資企業が債務者の場合

外商投資企業も、破産法適用により撤退が可能になる

・日本での銀行との関係、中国以外の海外での取引先との関係から、中国現法のみ破産処理することは、実務上困難か？

外商投資企業も再生申立てが可能になる

・会社資産・債務・経営活動が暫定的に凍結された状況（保全措置の解除、執行手続きの中止、債権届けによる債権者の範囲の確定、担保権の行使の暫定的停止）での再生計画草案の作成

・新たな投資者による出資者構成に変更し、資本再編を含む再生計画が可能になる。

外商投資企業の董事、総経理、監事等に責任が課される可能性がある

破産、再生等の申立ての内部意思決定

(2) 外商投資企業が債権者の場合

取引先の信用管理がより重要性になる

債権の届出

・債権届けを行う前になされた分配部分は、自己の権利を行使できない

・届出をしないと債権者会議での表決権を行使できなくなる

破産前弁済

○破産申立受理の1年前までになされた以下の行為は、否認権行使の対象になる

・財産の無償譲渡

・あきらかに不合理な価格での取引

・財産担保がない債務に対して行った財産担保提供

・期限到来前の債務の事前弁済

・債権の放棄

*債務者の信用状態が悪化した際、期限到来前に早期弁済した場合、否認される可能性が大。売買契約締結時の、「不安の抗弁権」条項の設定が重要になる

(3) 合併企業の中国側当事者が破産した場合

「外商投資企業の投資者の持分の変更に係る若干の規定」の適用

・原企業の契約及び定款の終了の審査認可機関に対する申請

出資持分の変動に関する同意権及び優先的購買権

・換価・処分について同意権及び優先的購入権を行使することができない。

・他の出資者に当該持分の合理的価格による購買を促し、他の出資者がこれを承諾した場合には、当該持分の換価・処置案として債権者会議の採択を経て持分譲渡を実施

・他の出資者が上記を承諾せず、又は他の者がより優良な条件で当該持分の購買を希望する場合には第三者による購買を換価・処置案として債権者会議で採択して実行

(4) 結語

倒産法制と他法分野との関連

・いずれの国家においてもさまざまな法分野又は政策と関連し当該国家の法制度の成熟性を図るメルクマールとなる法制

・各種の国際取引が頻繁に行われる現代の司法に関する条約、相互主義、他国の法制との関連性

新破産法施行の影響

・倒産実務にかかわる破産事件処理に関する立法及び司法解釈が公布・施行

・社会保障制度の変更、零細・中小企業の倒産保障制度の構築、各種の倒産隔離制度の構築、資産又は資産権（持分、株式等）取引の流動化・規範化、外国投資家を含む機関投資家の投資規制の緩和・制度の規範化、企業再編制度の新たな構築又は多様化・規範化、外国為替管支払・受領の更なる規範化等

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.02.12	7.7580	7.7555~7.7600	7.7570	0.0094	6.3664	0.0220	0.9926	0.0007	10.0979	0.0136	4.6500	2947.50	80.85
2007.02.13	7.7582	7.7578~7.7662	7.7662	0.0092	6.3889	0.0225	0.9929	0.0002	10.0800	0.0179	4.0000	2973.43	25.93
2007.02.14	7.7550	7.7540~7.7650	7.7575	0.0087	6.4050	0.0161	0.9935	0.0007	10.1562	0.0762	4.2000	3050.40	76.97
2007.02.15	7.7475	7.7475~7.7561	7.7555	0.0020	6.4750	0.0700	0.9940	0.0005	10.1750	0.0188	2.3500	3142.94	92.54
2007.02.16	7.7425	7.7415~7.7535	7.7426	0.0129	6.4920	0.0170	0.9920	0.0020	10.1638	0.0112	1.5500	3148.79	5.85

トピックス

[12日]

- 金人慶 財政相は10日、7ヶ国財務相・中銀総裁会議(G7)後に発表した声明で、世界的な経済不均衡の解消に向けた一層の国際的協力を歓迎した上で、マクロ経済改革を引き続き進める方針を明らかにした。さらに、債券市場の段階的な発展は新興国経済が銀行融資に過度に依存することを回避する方法のひとつであるとした。
- 税関当局が発表したところによると、1月の貿易黒字は158億8000万米ドルとなった(前月:210億米ドルの黒字、前年同月:95億米ドルの黒字)。

[13日]

- 国家情報センターは、今年上期のGDP伸び率が緩やかに減速する一方でインフレ率は上昇するとの見通しを示した。
- 中銀統計官2人は、不動産価格の上昇を抑制するため、当局が一段の対策を講じる可能性が高いとし、過去の対策では、力強い住宅需要と住宅供給を短期間で抑制することはできないとの見解を示した。
- 易綱 中銀総裁補佐は、人民元の安定を維持することが金融政策を策定するうえでの優先課題であるとし、巨額の貿易黒字に起因する国際収支の不均衡や外貨流入の増加を依然として懸念しており、信用は依然かなり急速なペースで拡大しているとの見解を示した。また、流動性を一段と引き締める方針であるとし、現在の金利水準は適切であるとした。さらに、今年はCPI上昇率を前年比+3.0%に抑えることに自信があるとした上で、インフレ抑制のため予防的措置を講じていくとの見解を示した。加えて、株式市場の抑制策を講じる可能性は否定できないとした上で「貿易不均衡は正に向け、為替相場だけに依存はできない」「さまざまな手法の組み合わせで人民元の基本的安定が維持できると確信している」と述べた。

[14日]

- 商務部によると、1月の同国への海外直接投資は51億8000万米ドルで、前年比+13.86%となった。
- 世界銀行は中国経済に関する四半期報告で、同国の経済成長は今後減速する一方で不均衡問題は解消しないとの見解を明らかにした。また、2007年のGDP伸び率について、前年比+9.6%とする従来予想を維持し、輸出と投資の伸びが最近の速いペースからやや鈍化するとの見通しを示した。
- パーナンキFRB議長は、上院銀行住宅都市委員会で証言し、中国政府はより柔軟な人民元に向けた措置を講じているものの、未だ不十分であるとの見解を示した上で、記録的な規模に達した米貿易赤字に満足していないとし、米国が投資に向けた海外市場開放を積極的に推し進めていくべきであるとの見解も示した。

[15日]

- ベルギー中銀総裁は「円と人民元の動きは日本と中国の経常収支動向に一致しておらず、日中両国の経済の強さを反映していない」と述べた。
- 国家発展改革委員会が発表したところによると、1月の中国70都市の平均不動産価格は、前年同月比+5.6%となった(前年12月:同+5.4%)。
- 国営ラジオが伝えたところによると、国務院は2007年は投資および信用の抑制に努めるとした上で、政府省庁に対し行政措置でなく経済・法的措置を活用して経済運営にあたるように求めた。
- サンダー・レビン米民主党幹部は、国内の鉄鋼その他セクターの企業が政府補助を受けた中国からの輸入品に対し、課税を求めることができるようにする超党派の法案を作成中であると明らかにした。

[16日]

- 香港紙は、中国政府は商業銀行に対して香港の株式ファンドやデリバティブ(金融派生商品)への顧客資金の投資を認可する見通しであると報じた。
- 中銀は、銀行の預金準備率を0.5%ポイント引き上げると発表した。2月25日から実施する。また、国際収支の不均衡は引き続き顕著な問題であるとした。

RMB レビュー&アウトルック

- 先週7日に為替制度変更後の最高値7.7470をつけた人民元は、今週7.7580でオープン後じり高に推移、16日の中国人民銀行発表基準値は為替制度変更後最高値となる7.7408を付け、市場取引でも16日7.7415まで上昇した。1月のCPIは前年同月比+2.2%となり12月の同+2.8%から低下した他、1月のマネーサプライ(M2)も前年比+15.9%と12月の同+16.9%から鈍化しており、中国人民銀行による利上げや預金準備率引き上げ等一連の金融引き締め策効果が徐々に具体化してきたと言えよう。16日、中国人民銀行が更なる銀行預金準備率引き上げ(+0.5%)を発表(25日から実施)した。昨年6月以来で5回目となり、本引き上げ以降の預金準備率は10.0%となる。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権であり、著作権法により保護されています。